

標準営業約款制度について

標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束
する3つのS

安全
Safety

清潔
Sanitation

安心
Standard

Sマーク



1 目的

標準営業約款は、消費者保護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の、選択の利便を図ろうとするものである。昭和54年の環衛法改正により規定。

2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- | | | |
|--------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| ○クリーニング業(昭和58年3月26日認可) | 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗) | |
| ○理容業(昭和59年10月18日認可) | 37,772店舗 | ○美容業(昭和59年10月18日認可) 17,911店舗 |
| ○めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) | 314店舗 | ○一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 348店舗 |
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

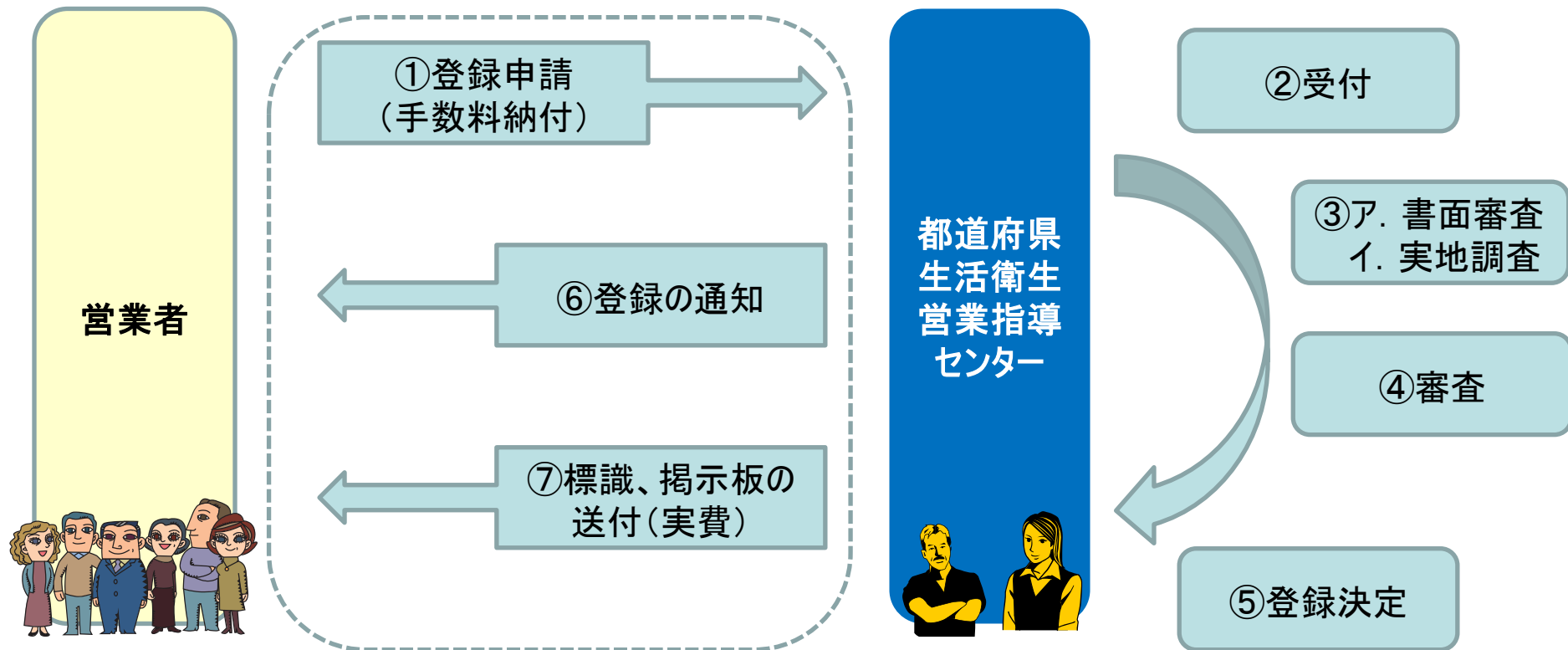
標準営業約款登録の仕組み

登録申請

○登録の申請は、都道府県生活衛生営業指導センターに対して行います。

登録申請書及び添付書類の用紙は、各都道府県生活衛生営業指導センターに備え付けてあります。

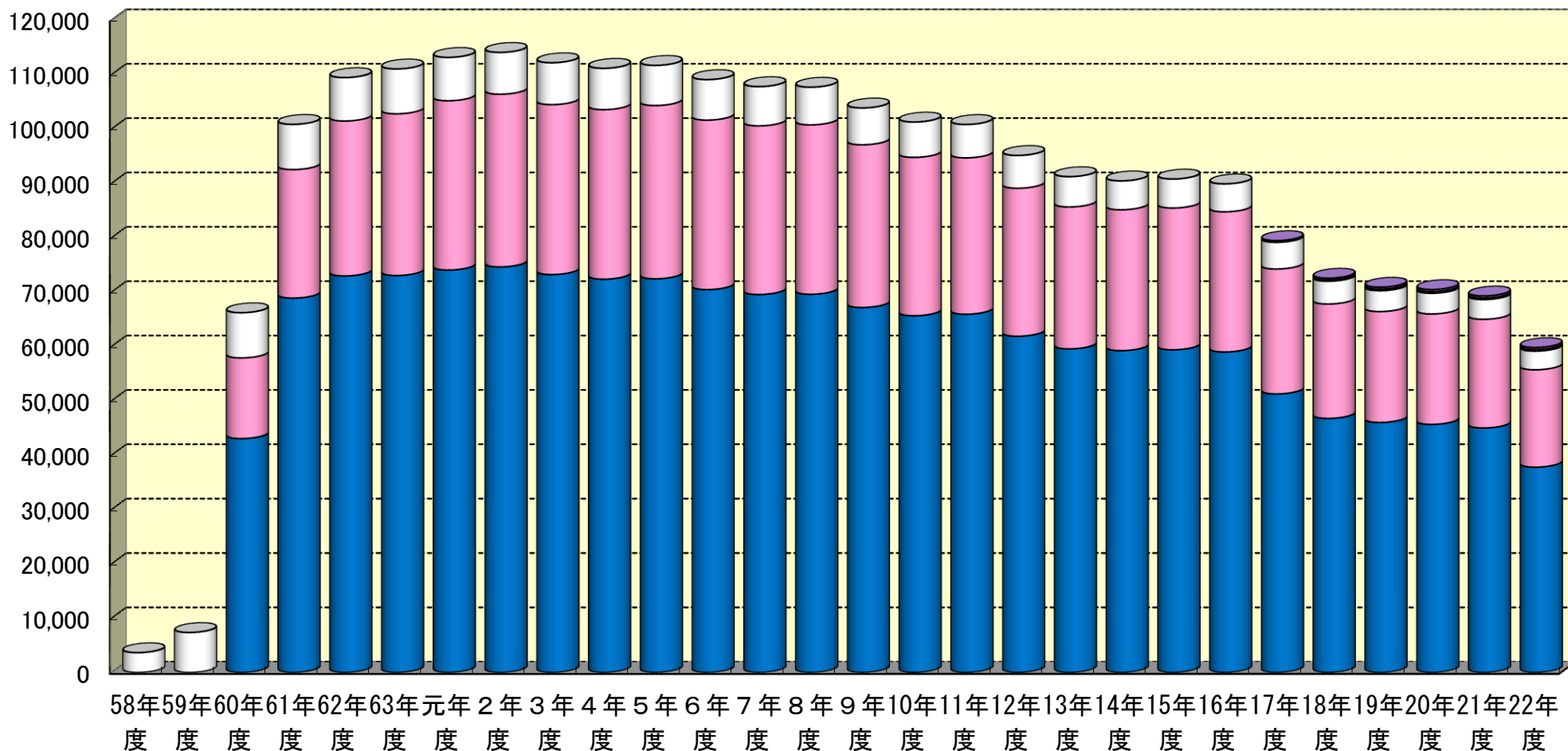
※クリーニング取次所については、クリーニング所と同時に登録申請することになっており、取次所単独では登録申請は認められませんが、当該クリーニング所の営業内容が登録店としての資格を有していると判断される場合は、取次所単独で登録申請することができます。



標準営業約款登録店舗数の推移

平成 2 年度登録店舗数 114,063
 平成22年度登録店舗数 59,778
 ▲ 54,285

■ 一般飲食 ■ 麺類 □ クリーニング業 ■ 美容業 ■ 理容業



(出典)財団法人全国生活衛生営業指導センター業務資料